

## 広陵町中央公民館育成クラブ管理運用規程 (抄)

## (目的)

第1条 この規程は、生涯学習活動の一環として中央公民館（以下「公民館」という。）を定期的、かつ継続的に使用して学習活動を行なう団体、個人グループ及びクラブ等（以下「育成クラブ」という。）が育成クラブ相互間の協調を図り、自主的で健全な活動と円滑な運営を行うことを促進するために必要な事項を定めることを目的とする。

## (活動目標)

第2条 育成クラブは、公民館と密接な連携を保ち、学習活動により知識、技術の習得を目指すのみでなく、その活動を通じて仲間づくりと地域社会に奉仕する精神を育むとともに、豊かな人間性の育成を図り、もって地域の連帯意識を高めることを目標として活動するものとする。

## (適格事項)

第3条 育成クラブは、次の事項に適合していなければならない。

- (1) 文化、教養、レクリエーション等、町民の生涯学習の振興を図ることを目的として組織されたものであること。
- (2) 営利を目的とした活動を行わないものであること。
- (3) 特定の政党、候補者との利害関係のないこと及び特定の宗教、教派、宗派若しくは教団を支援しないものであること。
- (4) 私塾化した活動を行わないものであること。

## (育成クラブの構成)

第4条 クラブの構成は、次の基準によるものとする。

- (1) 育成クラブの設立は、公民館が主催する教室及び講座等の課程を修了した者又は自らのサークル・グループ活動の同好者をもって構成する。
- (2) 育成クラブ構成員以外の者が当該育成クラブ活動に参加を希望するときは、その活動に支障がない限り随時加入させるものとする。
- (3) 育成クラブは、原則として5名以上をもって構成するものとする。
- (4) 育成クラブは、原則として町内在住者及び町内在勤者で構成するものとする。

(育成クラブの登録申請) 第5条 略

(育成クラブの認定) 第6条 略

(育成クラブの育成)

第7条 館長は、認定した育成クラブに対し、前条の認定期間中の施設及び設備の使用を許可するほか、必要に応じて育成クラブ活動に対し指導、助言等を行いその育成を図るものとする。

## (奉仕活動)

第8条 育成クラブの構成員は、次に掲げる事項に積極的に参加するものとする。

- (1) 公民館が主催する奉仕活動、発表会に積極的に参加すること。
- (2) その他の研修会等に参加すること。

(遵守事項) 第9条 略

(使用回数)

第10条 公民館の使用は、原則として1育成クラブ週1回を限度とする。

以下略